

柳井市国土強靱化地域計画

令和3年3月

(令和4年12月改定)

柳 井 市

目 次

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2

第1章 基本的な考え方

1	基本目標	3
2	強靱化を推進する上での基本的な方針	3

第2章 想定するリスク

1	本市の特性	4
2	対象とする自然災害	5

第3章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	9
2	脆弱性評価の手順	9
3	脆弱性評価の結果	11

第4章 強靱化の推進方針

1	施策分野ごとの推進方針	12
	（別表）重要業績評価指標（K P I）一覧	19

第5章 計画の着実な推進

1	計画の推進体制	23
2	計画の進行管理	23

【資料編】

（別紙1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	24
（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果	59

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

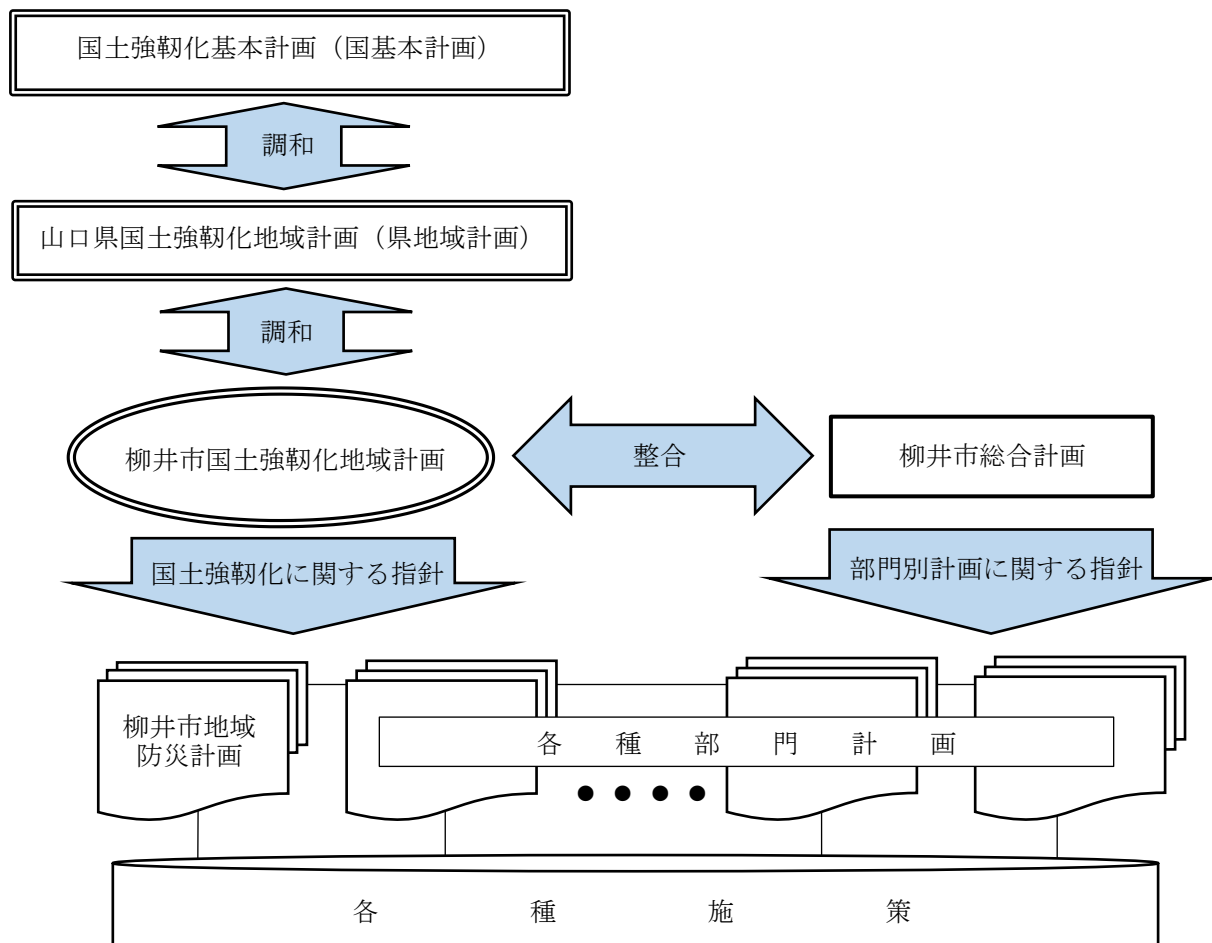
その後、国においては、平成26年（2014年）6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を、また、山口県においては、平成28年（2016年）3月に「山口県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、強靱化の取組が進められています。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国、県における取組のみならず、民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて国土強靱化の取組を進めることが不可欠です。柳井市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本市の市政の基本方針である「柳井市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「柳井市地域防災計画」や「柳井市総合計画」の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けるものです。



3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すこととします。

本計画の計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本市においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。
なお、基本目標は、国基本計画及び県地域計画と同一の基本目標とします。

基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進に当たっては、国基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

（1）強靱化に向けた取組姿勢

- ①本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ③地域の経済成長にも資する取組とします。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ①ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ③非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

（3）効率的な施策の推進

- ①社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。

（4）地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ②女性、高齢者、障がい者等に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第2章 想定するリスク

1 本市の特性

(1) 地勢

本市は、山口県の南東部に位置し、沿岸部、内陸部、半島・島しょ部からなり、総面積の半分以上が山地丘陵地で占められています。沿岸部一帯の土地は、北側の山地から南に向けて傾斜し、市街地は、その南側の平坦部と海岸に沿って形成されています。北部の内陸部には、山稜に囲まれて盆地が分布し、農山村集落が散在しています。半島・島しょ部は、比較的急峻な丘陵地が入り組んで海岸線に迫る変化に富んだ地形をなしています。

(2) 気候

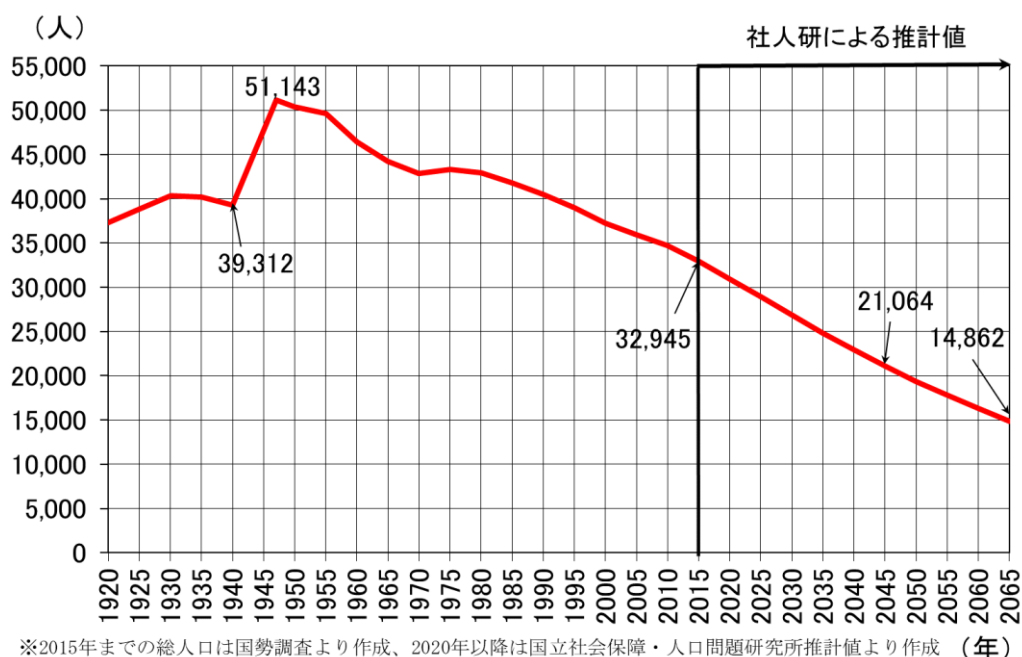
瀬戸内海型気候区に属し、冬も温暖で比較的雨の少ない過ごしやすい気候です。年平均気温は、沿岸部で15℃から16℃、標高500mの山々の北部に位置する山間部では14℃から15℃とやや低くなっています。また、年間降水量は、1,700mm～1,800mmです。

(3) 人口構造

本市の人口は、終戦直後の昭和22年(1947年)に51,143人に達しましたが、その後はほぼ一貫して減少しており、平成27年(2015年)には32,945人で、ピーク時より35.6%の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、本市の人口は急速に減少し、令和27年(2045年)には約21,000人(平成27年との比較で約36%減少)に、令和47年(2065年)には約14,900人(同 約55%減少)になるものと推計されています。

総人口の推移と将来推計



2 対象とする自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、更には、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。

また、本市は市街地の大半が低地帯であるため、浸水害が発生する危険性が高く、山地・丘陵地では花崗岩風化土が広く分布していることから、豪雨による斜面の崩壊が発生しやすい地形・地質的特性を有しています。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	被害状況
平成17年7月3日 豪雨災害（2005年）	7/3 未明から1時間降水量約40mmが7時間継続し、最大1時間降水量69mm（3日7:40～8:40）を記録。総降水量（7/1～7/4）446mmはアメダス観測開始からの極値を更新。自主避難者9世帯22人	床上浸水76棟、床下浸水752棟、市道被害82件、水田30ha冠水、地下道冠水
平成21年7月21日 豪雨災害（2009年）	7:45 土砂災害警戒情報発表 最大1時間降水量55mm、日降水量272mm。自主避難者3世帯3人	床上浸水4棟、床下浸水132棟
平成28年6月22日 豪雨災害（2016年）	18:52 土砂災害警戒情報発表 20:30 避難準備情報発令（伊保庄地区、阿月地区）。避難者3世帯8人	
平成30年7月豪雨災害（2018年）	梅雨前線が停滞し、西日本を中心とした広い範囲で非常に激しい雨が降った。総降水量（7/5～7/8）381mm（黒杭川ダム） 6日16:40 土砂災害警戒情報発表 17:36 避難準備・高齢者等避難開始発令（市内全域） 18:31 避難勧告発令（伊陸地区） 避難準備・高齢者等避難開始継続（伊陸地区以外全域） 20:40 避難勧告発令（市内全域） 避難者68世帯125人	重症1人、軽傷2人 半壊1棟、一部破損10棟、床下浸水5棟 主要地方道柳井玖珂線路肩崩壊

令和2年7月豪雨災害（2020年）	梅雨前線が停滞し、西日本を中心とした広い範囲で非常に激しい雨が降った。総降水量（7/5～7/14）574 mm（日積） 8日0:10 土砂災害警戒情報発表 0:10 避難勧告発令（平郡地区、阿月池の浦地区） 避難者 29 世帯 36 人	床上浸水 2 棟、床下浸水 19 棟
-------------------	---	--------------------



H17.7 豪雨 柳井駅南北地下道



H21.7 豪雨 余田地区市道尾林線

（2）台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されます。

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、本市でも大きな災害が発生しています。平成3年(1991年)の台風第19号、平成11年(1999年)の台風第18号などが該当します。台風がこのようなコースをとれば、猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

特に、瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾岸の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっています。

【過去の災害事例】

近年の台風・高潮災害	災害の概況
平成3年台風第19号 (1991年)	強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生
平成11年台風第18号 (1999年)	宇部市に上陸し山口県を縦断。上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮

(3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和2年(2020年)1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード(M)8～9クラスとされています。

【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震：南海トラフ巨大地震 (M9クラス)	最大震度	最高津波水位 (T.P.m)	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
柳井市	6強	3.8m	70人	190人	725棟	8,069棟	1,529億円
山口県	6強	3.8m	614人	1,477人	5,926棟	43,021棟	1.2兆円

②安芸灘～伊予灘の地震

安芸灘～伊予灘で発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年周期でM7クラスの地震が発生しています。平成13年（2001年）芸予地震（M6.7）もこの地域で発生した地震です。

【安芸灘～伊予灘の地震の被害想定結果】

想定地震：安芸灘～伊予灘の地震	地震規模	最大震度	被害想定			
			人的被害		建物被害	
			死者	負傷者	全壊	半壊
柳井市	M7.25	6弱	4人	15人	123棟	382棟
山口県		6弱	31人	339人	902棟	4,540棟

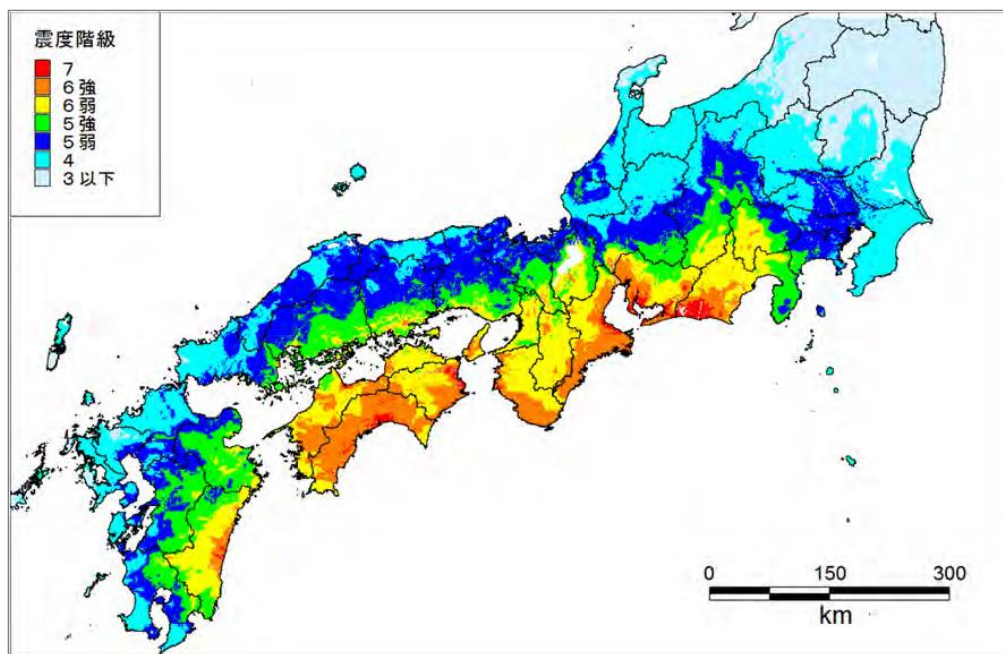
③県内の活断層による地震

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。山口県には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。

これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ（最大震度6弱～7）が想定されます。

【県内の活断層による地震の被害想定結果】

想定地震		地震規模	最大震度	被害想定			
				人的被害		建物被害	
				死者	負傷者	全壊	半壊
中央構造線断層帯地震 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)	柳井市	M8	6 強	7 人	74 人	217 棟	1,203 棟
	山口県		6 強	97 人	922 人	2,470 棟	12,116 棟
大竹断層地震 (小方～小瀬断層)	柳井市	M7.2	6 弱	13 人	120 人	309 棟	1,807 棟
	山口県		7	1,507 人	4,789 人	21,454 棟	41,568 棟
大河内断層地震	柳井市	M6.8	6 弱	3 人	16 人	88 棟	355 棟
	山口県		6 強	334 人	2,639 人	5,966 棟	19,303 棟
日積断層地震	柳井市	M6.7	6 強	30 人	218 人	585 棟	2,907 棟
	山口県		6 強	96 人	855 人	2,146 棟	10,497 棟



出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日中央防災会議）

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本市の強靱化の現状と課題を分析・評価する脆弱性評価の実施は重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

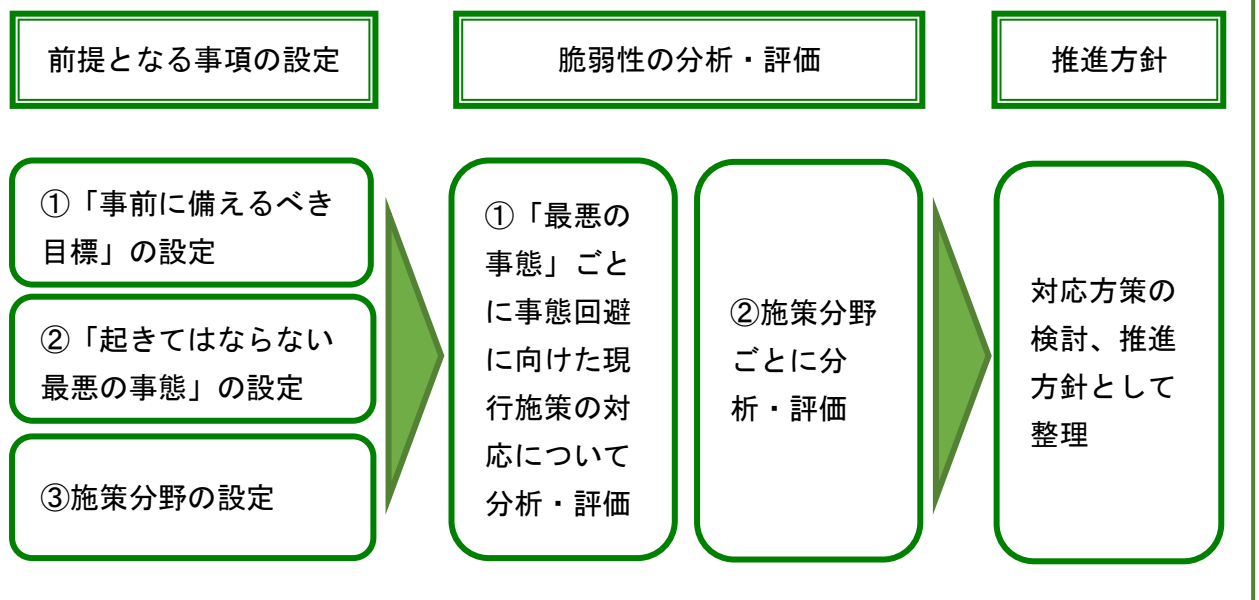
(1) 最悪の事態ごとの脆弱性評価

想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

(2) 施策ごとの脆弱性評価

(1)の現状の分析・評価を行った上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

(脆弱性評価の流れ)



(3) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、国基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(4) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、国基本計画を踏まえ、県・市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- ①行政機能 ②住宅・都市／環境 ③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー ⑤情報・通信 ⑥交通・物流
- ⑦農林水産 ⑧国土保全・土地利用

(横断的分野)

- ⑨リスクコミュニケーション ⑩官民連携 ⑪老朽化対策

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1（P24～58）のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2（P59～67）のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

など

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。

第3章で設定した8つの個別施策分野と3つの横断的分野について、それぞれの推進方針は以下のとおりです。

なお、これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する箇所等を明確にした上で、関係箇所等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮するものとします。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、重要業績評価指標（K P I）を設定しました（一覧は別表 P19～22）。

1) 行政機能〔個別施策分野〕

①防災拠点となる公共施設等の強化

- ・市庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する。【危管】3-1
- ・電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する。【危管】3-1

②業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- ・業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画（BCP）について、定期的に見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。【危管】3-1

③応援協定の締結・拡充

- ・大規模災害発生時の広域応援対策を円滑に講ずるために、県及び他の市町村と相互応援協定を締結するとともに、関係機関や民間団体等との災害応援協定の締結により協力体制の確立・強化を図る。【商工・危管】2-1

④避難体制の整備

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制を構築するとともに、地域住民による避難所運営体制を整える。【危管】1-5, 2-1, 2-7
- ・指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、避難所の耐震化を推進する。【危管】2-1, 2-7
- ・大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る。【危管】2-1, 2-7
- ・避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する。【危管】2-1, 2-7
- ・避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める。【危管】2-1, 2-7

⑤中山間地域の避難対策

- ・衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、空からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポートの確保や整備を進める。【危管】2-2

⑥消防団員等の確保・育成

- ・地域防災体制の強化を図るため、団員の処遇や装備の改善とともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む。【危管】2-3, 8-3

2) 住宅・都市/環境 [個別施策分野]

①学校施設の長寿命化

- ・学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む。【教総】1-1

②住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅の安全性の向上を図るため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する。【都建】1-1, 1-2, 2-5, 3-1, 7-1

③都市の防災機能の向上

- ・各種ハザードマップや災害履歴等の情報を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策により、都市の防災機能の向上を図る。【都建】1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-5, 7-1
- ・都市の防災機能の向上を図るため、都市公園や街路施設について、計画的な更新を進める。【都建】7-1

④住宅の防災対策の推進

- ・火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、柳井地区広域消防組合火災予防条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。【危管】1-1, 7-1
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。【危管】1-1, 7-1
- ・防災上の問題等を解決するため、「柳井市空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用・適正管理を促進する。【都建】1-1, 2-5, 7-1

⑤文化財防災対策の促進

- ・未指定文化財を把握するため、調査を促進する。【生ス】1-1, 8-6
- ・指定文化財を適切に保管できるよう、管理状況等を把握し、必要な助言を行う。【生ス】1-1, 8-6
- ・被災後の被害状況把握のため、災害種別ごとの巡回・訪問ルートを設定し文化財の被害に備える。【生ス】1-1, 8-6

⑥内水対策の促進

- ・浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めるとともに、内

水浸水実績区域図の活用によるソフト対策を進める。【下水】1-3, 8-5

⑦上下水道施設等の耐震化等の促進

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する。【水道】2-1, 6-2
- ・大規模な応急給水活動時には、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る。【水道】2-1, 6-2
- ・災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の定期的な見直しを行うとともに、計画的な下水道施設の改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画を策定する。【下水】2-6, 6-2

⑧有害物質対策の促進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す。【市生】7-2

⑨災害廃棄物処理対策の推進

- ・大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、「柳井市災害廃棄物処理計画」に基づく処理の実効性の向上に努めるとともに、国・県・民間事業者との連携・協力により、災害廃棄物の適正な処理体制の構築を図る。【市生】8-1

3) 保健医療・福祉〔個別施策分野〕

① 社会福祉施設の耐震化

- ・社会福祉施設の耐震化を促進することにより、災害時における入所者の安全確保を図る。【社福・こサポ・高支】1-1

②災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する。【健増】2-5

③要配慮者対策の促進

- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める。【危管】2-5
- ・避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した取組を推進する。【危管】1-2, 1-5

④感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、定期予防接種の実施の促進や平時の感染症予防に関する普及啓発に努める。【健増】2-6
- ・災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する。【健増】2-6

- ・災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する。【危管】2-6

4) 産業・エネルギー [個別施策分野]

①企業 BCP 策定の支援

- ・商工会議所及び商工会と共同で「事業継続力強化支援計画」の策定に取り組むとともに、関係機関と連携して企業の BCP 策定支援を図る。【商工】5-1

②電力の安定供給体制の確保

- ・災害時においても電力供給を確保するために、電力事業者は平時から電力システムの耐災性の強化を図り、市は情報共有に努める。【商工】6-1
- ・災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。【危管】6-1
- ・省資源・省エネルギー対策の普及促進や再生エネルギーの導入促進に努める。【商工】6-1

5) 情報・通信 [個別施策分野]

①業務継続計画 (ICT-BCP) の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) について、定期的に見直しを行う。【政企】3-1

②多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム (J アラート)、災害情報共有システム (L アラート)、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【危管】1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 4-2

③災害時の情報伝達の強化

- ・YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る。【危管】1-2, 1-5, 2-3, 3-1, 4-1
- ・災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら、正しい情報を的確に発信する。【政企】7-5

④通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する。【政企】4-1, 4-2

6) 交通・物流〔個別施策分野〕

①道路の防災対策の推進

- ・大規模災害時の避難路や緊急輸送路を確保するため、橋梁補強や斜面の防災対策、市街地における幹線道路等の無電柱化を推進する。【土木・都建】1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、トンネル、橋梁等については5年に1回の定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を作成し、計画に基づく修繕・更新を推進する。【土木・都建】1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

②道路ネットワークの整備

- ・災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の市道整備を推進し、緊急輸送道路、重要物流道路（代替・補完路を含む）に指定されている国道、県道の計画的な整備を促進する。一般国道188号柳井・平生バイパスは、国や関係機関と連携し、早期完成に向けて取り組むとともに、主要地方道光柳井線や柳井上関線などの県道整備は、県や関係機関と連携して取り組む。【土木・都建】2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

③港湾・漁港施設の整備等

- ・大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する。【土木】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・市管理の6漁港13地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う。【経建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う。【経建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・フェリー接岸施設の老朽化に伴う改修を行うことで、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する。【経建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

④救援物資の輸送等

- ・災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、漁業取締船や漁業調査船を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する。【土木】5-4

7) 農林水産〔個別施策分野〕

①農地防災の推進

- ・集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する。【経建】1-4, 5-4, 7-3

②農業生産基盤の整備

- ・農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を促進するとともに、集落間連携等による人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する。【農林・経建】5-4, 7-4

③農業生産体制の強化

- ・農業の生産体制を強化するため、市、県柳井農林水産事務所、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。【農林】5-4
- ・機械や施設整備等による低コストで効率的な生産体制を構築するため、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を支援する。【農林】5-4

8) 国土保全・土地利用〔個別施策分野〕

①津波・高潮対策の推進

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する。【経建】1-2, 1-3, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 6-3, 7-2, 8-5
- ・平成27年7月に施行された改正水防法により、現在の高潮ハザードマップについて、最大規模の高潮による浸水想定公表や高潮ハザードマップの作成を進める。【経建・土木】1-2, 1-3, 7-2, 8-5

②洪水対策の推進

- ・いつどこで発生してもおかしくない集中豪雨による洪水対策として、河川浚渫、護岸補修を推進する。【土木】1-3, 3-1, 5-1, 5-3, 7-3
- ・河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を進める。【土木】1-3

③山地災害対策の推進

- ・近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する。【経建】1-4, 2-2, 7-3, 7-4
- ・人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する。【農林】7-4

④土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める。【土木】1-4
- ・土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する。【土木】1-4, 7-3
- ・土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成を支援する。【土木】1-4

⑤迅速な復旧・復興に向けた取組

- ・十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行う。【都建】8-7

9) リスクコミュニケーション [横断的分野]

①地域防災力の充実強化

- ・各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。【危管】8-3
- ・地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。【危管】8-3
- ・地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。【危管】8-3

10) 官民連携 [横断的分野]

①応援協定の締結・拡充

- ・迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。【土木・危管】8-2

11) 老朽化対策 [横断的分野]

①公共施設等の適切な維持管理

- ・「柳井市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を策定し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。【財政】1-1

(別表) 重要業績評価指標 (KPI) 一覧

1 行政機能

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
1	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	R1 96.7%	R2 100%
2	民間事業者等との災害時応援協定の締結協定数	R1 45 協定	R7 50 協定
3	率先避難重点促進地域における避難体制整備数	R1 1/10 エリア	R7 10/10 エリア
4	指定避難所における避難所運営の手引き作成数	R1 0 箇所	R7 13 箇所
5	避難所 (市所管) の耐震化率 (耐震施設数/施設数)	R1 88.2%	R7 100%
6	衛星携帯電話整備台数	R1 4 台	R7 5 台
7	臨時ヘリポート予定箇所	R1 15 箇所	R7 16 箇所
8	人口に対する消防団員の割合	R1 1.4%	R7 1.4%

2 住宅・都市/環境

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
1	学校施設非構造部材の耐震化率	R1 82.4%	R7 100%
2	住宅の耐震化率	H19 58%	R7 90%
3	大規模盛土造成地の第二次スクリーニングの実施	R1 0 箇所	R7 2 箇所
4	液状化ハザードマップの作成	R1 未作成	R5 作成
5	長寿命化対策を行った都市公園や街路施設箇所数	R1 3 箇所	R7 30 箇所
6	住宅用火災警報器の設置率 (柳井地区広域消防組合管内)	R1 74.0%	R7 100%
7	空き家率	H30 23.3%	維持に努める
8	未指定文化財の把握数	R1 47 箇所	R7 60 箇所
9	下水道 (雨水) 整備済面積	R1 274.6ha	R5 303.9ha
10	水道施設管路の耐震化率	R1 15.9%	R7 20%
11	下水道ストックマネジメント計画の策定	R1 28.8%	R3 100%
12	環境基準の達成率 大気 (二酸化硫黄、二酸化窒素)	R1 100%	R7 100%
13	環境基準の達成率 水質 (人の健康の保護に関する項目)	R1 100%	R7 100%

3 保健医療・福祉

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	社会福祉施設の耐震化率	H29 84.2%	向上させる
2	各災害医療関係機関との防災情報伝達訓練の実施	R1 1回	充実させる
3	自主防災組織設立数	R1 57組織（61自治会）	R7 100組織
4	麻しん風しん予防接種率	R1 第1期 94.2% 第2期 97.1%	R7 100%

4 産業・エネルギー

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	再生可能エネルギーの発電出力	R1 27,006kw	増加させる

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	基幹系システム災害協定	R1 協定無	R2 協定締結
2	市防災メール登録者数	R1 3,547人	R7 5,000人
3	市ホームページへのアクセス数	R1 548,769件	R7 900,000件

6 交通・物流

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）	R1 8.33% （1橋/12橋）	R7 25.00% （3橋/12橋）
2	道路法面対策箇所数（H25からの累計）	R1 2箇所	R7 3箇所
3	市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計）	R1 1.49km	増加させる
4	「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率	R1 11.90% （20橋/168橋）	R7 17.26% （29橋/168橋）
5	市道道路改良率	R1 46.25%	R7 47.00%
6	漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計）	R1 1漁港	R7 3漁港
7	漁港施設機能強化整備済漁港数（累計）	R1 0漁港	R7 1漁港
8	港の整備事業整備済漁港数（累計）	R1 0漁港	R7 1漁港

7 農林水産

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	防災重点ため池のうち廃止ため池数	R1 0 箇所	R7 17 箇所
2	区画整理済面積（累計）	R1 537ha	R7 684ha
3	中山間地域直接支払制度取組面積（年間）	R1 524ha	R7 524ha
4	多面的機能支払取組面積（年間）	R1 463ha	R7 504ha
5	農業用施設整備件数（年間）	R1 1 件	R7 2 件

8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	高潮事業の整備地区数（H20 からの累計）	R1 9 地区	R7 10 地区
2	漁港海岸老朽化対策計画の策定地区数（累計）	R1 11 地区	R7 14 地区
3	漁港海岸老朽化対策工事箇所数（累計）	R1 0 箇所	R7 5 箇所
4	県による最大規模の高潮浸水想定区域図の作成・公表に基づく高潮ハザードマップの作成（平成 27 年 6 月に現在の高潮ハザードマップを作成し、市内の該当する地区ごとに配布、周知済）	R1 未作成	R4 作成
5	河川浚渫件数（累計）	R1 5 件	R6 39 件
6	県による最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図の作成・公表に基づく洪水ハザードマップの作成（平成 19 年 12 月に現在の洪水ハザードマップを作成し、市内の該当する地区ごとに配布、周知済）	R1 未作成	R2 作成
7	小規模治山事業の実施箇所数	R1 0 箇所	要望に適切に応じる
8	間伐実施面積（年間）	R1 17.1ha	R7 35ha
9	竹林から広葉樹に転換した面積（累計）	R1 15.4ha	R7 22ha
10	急傾斜地対策実施箇所数（H30 年度以降累計）	R1 8 箇所	R7 11 箇所

9 リスクコミュニケーション

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	自主防災組織設立数【再掲】	R1 57 組織（61 自治会）	R7 100 組織

10 官民連携

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	民間事業者との災害時応援協定の締結協定数【再掲】	R1 45 協定	R7 50 協定

11 老朽化対策

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	個別施設計画策定数（累計）	R1 22 件	R2 43 件

第5章 計画の着実な推進

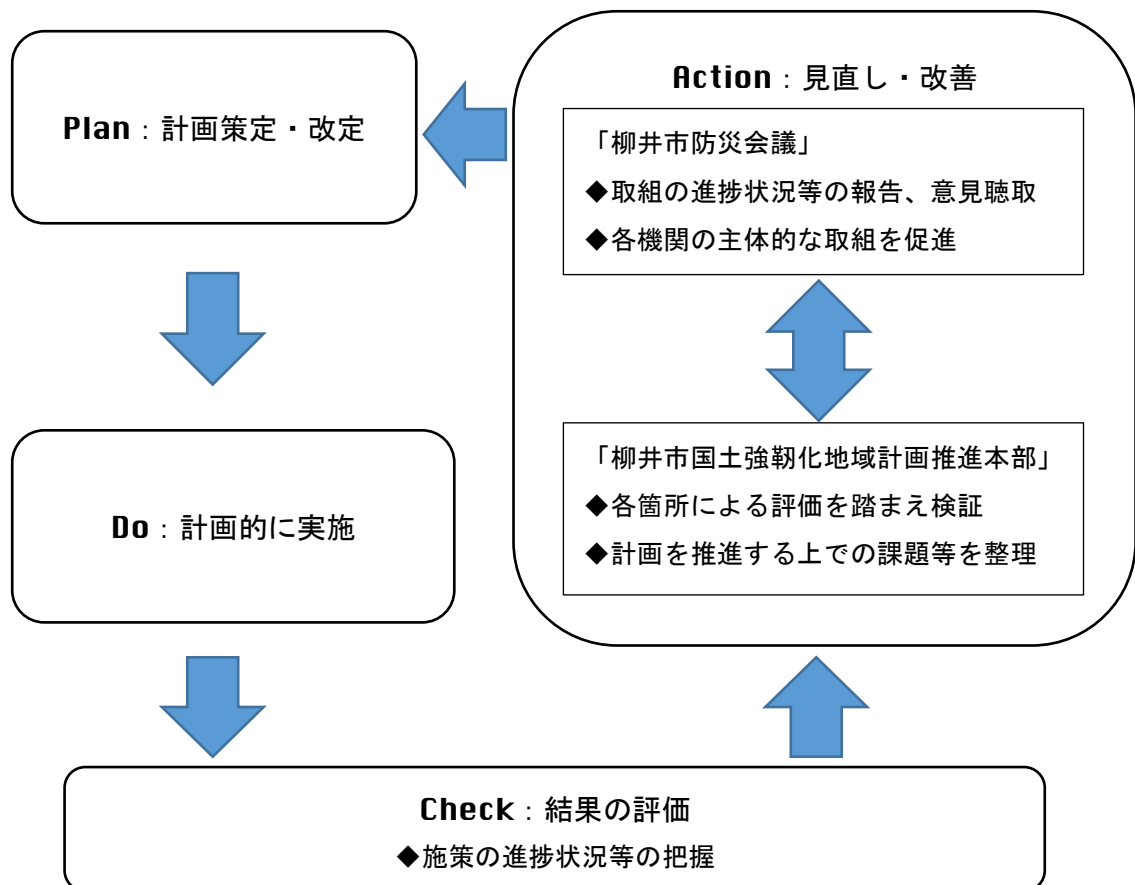
1 計画の推進体制

国土強靱化は、県・市・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「柳井市防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、重要業績評価指標（K P I）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の推進状況等を、各箇所で作成する「柳井市国土強靱化地域計画推進本部」において把握し、検証を行った上で、「柳井市防災会議」の意見等も踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、PDCAサイクルにより計画の進行管理を進めます。

PDCAサイクル



（別紙 1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 【人命の保護】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

①学校施設の長寿命化

- ・学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む必要がある。【教総】

②住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【都建】

③社会福祉施設の耐震化

- ・社会福祉施設の耐震化を促進することにより、災害時における入所者の安全確保を図る必要がある。【社福・こサポ・高支】

④道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

⑤都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】

（大規模盛土造成地マップの整備）

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促

すためには、大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次スクリーニングを行う必要がある。【都建】

（液状化ハザードマップの作成）

- ・建物や道路に大きな被害をもたらす液状化についての防災意識醸成を図るため、液状化ハザードマップを作成し、効果的に周知する必要がある。【都建】

⑥住宅の防災対策の推進

（住宅の防火対策の推進）

- ・住宅用火災警報器の設置率は、74.0%（R1、県平均 80.9%全国平均 82.3%）で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は 60.8%（R1、県平均 67.7%全国平均 67.9%）であることから、更なる普及啓発を行う必要がある。【危管】
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。【危管】

（空き家対策の推進）

- ・市の空き家率は 23.3%で県の 17.6%を上回っており、今後も人口減少等により、更に増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。【都建】

⑦文化財防災対策の促進

- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。【生ス】

⑧多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を着実に推進するとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【危管】

⑨公共施設等の適切な維持管理

- ・公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供していく必要がある。【財政】

（重要業績評価指標）

【教総】学校施設非構造部材の耐震化率 R1 82.4%

【都建】住宅の耐震化率 H19 58%

【社福・こサポ・高支】社会福祉施設の耐震化率 H29 84.2%

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率

R1 11.90% (20 橋/168 橋)

【都建】大規模盛土造成地の第二次スクリーニングの実施 R1 0 箇所

【都建】液状化ハザードマップの作成 R1 未作成

【危管】住宅用火災警報器の設置率（柳井地区広域消防組合管内）R1 74.0%

【都建】空き家率 H30 23.3%

【生ス】未指定文化財の把握数 R1 47 箇所

【危管】市防災メール登録者数 R1 3,547 人

【財政】個別施設計画策定数（累計） R1 22 件

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

①津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。【経建】

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表しているハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知により、円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【経建・土木】

②道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を

発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

③住宅・建築物等の耐震化

・住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【都建】

④都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】

⑤要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

・避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。【危管】

⑥災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

・YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

【危管】

⑦多様な情報伝達手段の確保

・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J アラート）、災害情報共有システム（L アラート）、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を着実に推進するとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【危管】

（重要業績評価指標）

【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策計画の策定地区数（累計） R1 11 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策工事箇所数（累計） R1 0 箇所

【経建・土木】県による最大規模の高潮浸水想定区域図の作成・公表に基づく高潮ハザードマップの作成（平成 27 年 6 月に現在の高潮ハザードマップを作成し、市内の該当する地区ごとに配布、周知済） R1 未作成

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

- 【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m
- 【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）
- 【都建】住宅の耐震化率 H19 58%
- 【危管】自主防災組織設立数 R1 57 組織（61 自治会）
- 【危管】市防災メール登録者数 R1 3,547 人

1-3 高潮など異常気象等による長期的な浸水

①津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。【経建】

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表しているハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知により、円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【経建・土木】

②内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- ・浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めるとともに、内水浸水実績区域図の活用によるソフト対策を進める必要がある。【下水】

③洪水対策の推進

（河川浚渫、護岸補修）

- ・近年では、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。【土木】

（洪水ハザードマップの整備）

- ・河川整備の計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップにより洪水避難対策を住民へ周知する必要がある。【土木】

④都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込む

ことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】

（重要業績評価指標）

【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策計画の策定地区数（累計） R1 11 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策工事箇所数（累計） R1 0 箇所

【経建・土木】県による最大規模の高潮浸水想定区域図の作成・公表に基づく高潮ハザードマップの作成（平成 27 年 6 月に現在の高潮ハザードマップを作成し、市内の該当する地区ごとに配布、周知済） R1 未作成

【下水】下水道（雨水）整備済面積 R1 274.6ha

【土木】河川浚渫件数（累計） R1 5 件

【土木】県による最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図の作成・公表に基づく洪水ハザードマップの作成（平成 19 年 12 月に現在の洪水ハザードマップを作成し、全戸配布、周知済） R1 未作成

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①農地防災の推進

- ・集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【経建】

②山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【経建】

③土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の整備）

- ・土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。【土木】

（土砂災害防止施設の老朽化対策）

- ・土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。【土木】

（住民参加型土砂災害ハザードマップの整備）

- ・土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。

【土木】

④都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】

⑤多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を着実に推進するとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【危管】

（重要業績評価指標）

【経建】防災重点ため池のうち廃止ため池数 R1 0 箇所

【経建】小規模治山事業の実施箇所数 R1 0 箇所

【土木】急傾斜地対策実施箇所数（H30 年度以降累計） R1 8 箇所

【危管】市防災メール登録者数 R1 3,547 人

1-5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を着実に推進するとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【危管】

②災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

【危管】

③要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- ・避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。【危管】

④避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めるとともに、避難を牽引するリーダーを養成する必要がある。また、大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができるよう、「避難所運営の手引き」

の整備や訓練等を通じて体制を整える必要がある。【危管】

（重要業績評価指標）

【危管】市防災メール登録者数 R1 3,547 人

【危管】自主防災組織設立数 R1 57 組織（61 自治会）

【危管】率先避難重点促進地域における避難体制整備数 R1 1/10 エリア

【危管】指定避難所における避難所運営の手引き作成数 R1 0 箇所

2【救助・救急、医療活動】大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①応援協定の締結・拡充

（行政機能等）

- ・災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者等と協定を締結し、流通備蓄による対策を進め、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。【商工・危管】

②上下水道施設等の耐震化等の促進

（水道施設の耐震化）

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。【水道】

（応急給水体制の整備）

- ・大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る必要がある。【水道】

③避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めるとともに、避難を牽引するリーダーを養成する必要がある。また、大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができるよう、「避難所運営の手引き」の整備や訓練等を通じて体制を整える必要がある。【危管】

（避難所等の整備）

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、避難所の耐震化を推進する必要がある。【危管】
- ・大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。【危管】
- ・避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズ

の違い等に配慮した良好な生活環境を確保する必要がある。【危管】

- ・避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。【危管】

④道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

⑤道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

⑥港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、

発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

⑦迅速な復旧・復興に向けた取組

（建設産業の担い手確保・育成）

- ・市内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。【土木】

（重要業績評価指標）

【商工・危管】民間事業者等との災害時応援協定の締結協定数 R1 45 協定

【水道】水道施設管路の耐震化率 R1 15.9%

【危管】率先避難重点促進地域における避難体制整備数 R1 1/10 エリア

【危管】指定避難所における避難所運営の手引き作成数 R1 0 箇所

【危管】避難所（市所管）の耐震化率（耐震施設数/施設数） R1 88.2%

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港

【経建】漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

【経建】港の整備事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①中山間地域の避難対策

- ・衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、空からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポートの確保や整備を進める必要がある。【危管】

②道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する

必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

③道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

④港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

⑤山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【経建】

⑥迅速な復旧・復興に向けた取組

（建設産業の担い手確保・育成）

- ・市内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわ

たって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。【土木】

（重要業績評価指標）

【危管】衛星携帯電話整備台数 R1 4 台

【危管】臨時ヘリポート予定箇所 R1 15 箇所

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法対策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港

【経建】漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

【経建】港の整備事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

【経建】小規模治山事業の実施箇所数 R1 0 箇所

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・ YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

【危管】

②消防団員等の確保・育成

- ・ 高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善とともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。【危管】

③迅速な復旧・復興に向けた取組

（建設産業の担い手確保・育成）

- ・ 市内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。【土木】

（重要業績評価指標）

【危管】人口に対する消防団員の割合 R1 1.4%

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

①道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

（重要業績評価指標）

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）

R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率

R1 11.90%（20 橋/168 橋）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する必要がある。【健増】

②要配慮者対策の促進

（福祉人材の確保）

- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。【危管】

③道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

④道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

⑤住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【都建】

⑥都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】

（大規模盛土造成地マップの整備）

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促すためには、大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次スクリーニングを行う必要がある。【都建】

⑦住宅の防災対策の推進

（空き家対策の推進）

- ・市の空き家率は 23.3%で県の 17.6%を上回っており、今後も人口減少等により、更に増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。【都建】

（重要業績評価指標）

- 【健増】各災害医療関係機関による防災情報伝達訓練の実施 R1 1回
- 【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）
- 【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所
- 【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m
- 【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）
- 【土木】市道道路改良率 R1 46.25%
- 【都建】住宅の耐震化率 H19 58%
- 【都建】大規模盛土造成地の第二次スクリーニングの実施 R1 0 箇所
- 【都建】空き家率 H30 23.3%

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、定期予防接種の実施の促進や平時の感染症予防に関する普及啓発に努める必要がある。【健増】
- ・災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する必要がある。【健増】
- ・災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する必要がある。【危管】

②上下水道施設等の耐震化等の促進

（下水道機能の確保）

- ・災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の定期的な見直しを行うとともに、計画的な下水道施設の改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画を策定する必要がある。【下水】

（重要業績評価指標）

- 【健増】麻しん風しん予防接種率 R1 第 1 期 94.2% 第 2 期 97.1%
- 【下水】下水道ストックマネジメント計画の策定 R1 28.8%

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めるとともに、避難を牽引するリーダーを養成する必要がある。また、大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができるよう、「避難所運営の手引き」の整備や訓練等を通じて体制を整える必要がある。【危管】

（避難所等の整備）

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、避難所の耐震化を推進する必要がある。【危管】
- ・大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。【危管】
- ・避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する必要がある。【危管】
- ・避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。【危管】

（重要業績評価指標）

【危管】 率先避難重点促進地域における避難体制整備数 R1 1/10 エリア

【危管】 指定避難所における避難所運営の手引き作成数 R1 0 箇所

【危管】 避難所（市所管）の耐震化率（耐震施設数/施設数） R1 88.2%

3 【行政機能の確保】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- ・業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。【危管】

②防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- ・市庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。【危管】

（防災拠点施設における電力の確保）

- ・電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。【危管】

③住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【都建】

④災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

【危管】

⑤業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を定期的に見直すとともに、より強固なデータセンターにデータベースを置く基幹系システムのクラウド化について、適宜見直しを行うことにより、災害により強いシステム構築を図る必要がある。【政企】

⑥道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

⑦道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

⑧津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

⑨洪水対策の推進

（河川浚渫、護岸補修）

- ・近年では、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。【土木】

（重要業績評価指標）

【危管】防災拠点となる公共施設等の耐震化率 R1 96.7%

【都建】住宅の耐震化率 H19 58%

【政企】基幹系システム災害協定 R1 協定無

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面対策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区

【土木】河川浚渫件数（累計） R1 5 件

4 【情報通信機能の確保】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

【危管】

②通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要があるため、平時から通信事業者と情報共有や意見交換を行うなど連携体制を強化する必要がある。【政企】

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J アラート）、災害情報共有システム（L アラート）、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を着実に推進するとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【危管】

②通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要があるため、平時から通信事業者と情報共有や意見交換を行うなど連携体制を強化する必要がある。【政企】

（重要業績評価指標）

【危管】市防災メール登録者数 R1 3,547 人

5 【経済活動の維持】大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

①企業 BCP 策定の支援

- ・BCP を策定していない中小企業等について、商工会議所、商工会及び関係機関と連携して策定支援を行う必要がある。【商工】

②道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都

建】

③道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

④港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

⑤津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

⑥洪水対策の推進

（河川浚渫、護岸補修）

- ・近年では、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。【土木】

（重要業績評価指標）

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）

R1 8.33% (1 橋/12 橋)

【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率

R1 11.90% (20 橋/168 橋)

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港

【経建】漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

- 【経建】港の整備事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港
- 【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区
- 【土木】河川浚渫件数（累計） R1 5 件

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

①道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

②道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

③津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

（重要業績評価指標）

- 【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33% (1 橋/12 橋)
- 【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所
- 【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m
- 【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率

R1 11.90% (20 橋/168 橋)

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【経建】高潮事業の整備地区数 (H20 からの累計) R1 9 地区

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

①道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

②道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

(道路の防災対策)

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

③港湾・漁港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

(漁港施設の整備)

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】

- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

④津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

⑤洪水対策の推進

（河川浚渫、護岸補修）

- ・近年では、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。【土木】

（重要業績評価指標）

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面対策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）

【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港

【経建】漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

【経建】港の整備事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区

【土木】河川浚渫件数（累計） R1 5 件

5-4 食料等の安定供給の停滞

①農業生産基盤の整備

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。【農林・経建】
- ・営農の継続や集落機能の維持を図るためには、農地や農業用施設の復旧への支援を行う必要がある。【農林・経建】
- ・農業生産法人や土地改良区に加えて、地域の非農家との連携を進めることによって、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。【農林・経建】

②農地防災の推進

- ・集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池について

は、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【経建】

③農業生産体制の強化

- ・農業の生産体制を強化するため、市、県柳井農林水産事務所、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。【農林】
- ・機械や施設整備等による低コストで効率的な生産体制を構築するため、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を支援する必要がある。【農林】

④救援物資の輸送等

- ・陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。【土木】

⑤道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

⑥道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

⑦港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

（重要業績評価指標）

- 【経建】区画整理済面積（累計） R1 537ha
- 【農林】中山間地域直接支払制度取組面積（年間） R1 524ha
- 【経建】多面的機能支払取組面積（年間） R1 463ha
- 【経建】防災重点ため池のうち廃止ため池数 R1 0 箇所
- 【経建】農業用施設整備件数（年間） R1 1 件
- 【土木】市道道路改良率 R1 46.25%
- 【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33% (1 橋/12 橋)
- 【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所
- 【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m
- 【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90% (20 橋/168 橋)
- 【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港
- 【経建】漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港
- 【経建】港の整備事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

6 【ライフラインの確保】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①電力の安定供給体制の確保

（電力システムの耐災性の確保）

- ・災害時においても電力供給を確保するために、電力事業者は平時から電力システムの耐災性の強化を図り、市は情報共有に努める必要がある。【商工】

（電力供給遮断時の電力確保）

- ・災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災

害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る必要がある。【危管】
(再生可能エネルギー等の導入促進)

- ・省資源・省エネルギー対策の普及促進や再生エネルギーの導入促進に努める必要がある。【商工】

(重要業績評価指標)

【商工】再生可能エネルギーの発電出力 R1 27,006kw

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- ・災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の定期的な見直しを行うとともに、計画的な下水道施設の改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画を策定する必要がある。【下水】

(水道施設の耐震化)

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。【水道】

(応急給水体制の整備)

- ・大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る必要がある。【水道】

(重要業績評価指標)

【下水】下水道ストックマネジメント計画の策定 R1 28.8%

【水道】水道施設管路の耐震化率 R1 15.9%

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

①道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

②道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

(道路の防災対策)

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

③港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

④津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

（重要業績評価指標）

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面对策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）

【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港

【経建】 漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計）	R1	0 漁港
【経建】 港の整備事業整備済漁港数（累計）	R1	0 漁港
【経建】 高潮事業の整備地区数（H20 からの累計）	R1	9 地区

7【二次災害の防止】制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】

（都市施設の整備）

- ・都市の防災機能の向上を図るため、都市公園においては、長寿命化計画を策定し、施設の適正化を図りながら更新を進め、避難路となる街路施設についても適宜更新を進める必要がある。【都建】

②住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【都建】

③住宅の防災対策の推進

（住宅の防火対策の推進）

- ・住宅用火災警報器の設置率は、74.0%（R1、県平均 80.9%全国平均 82.3%）で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は 60.8%（R1、県平均 67.7%全国平均 67.9%）であることから、更なる普及啓発を行う必要がある。【危管】
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。【危管】

（空き家対策の推進）

- ・市の空き家率は 23.3%で県の 17.6%を上回っており、今後も人口減少等により、更に増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。【都建】

（重要業績評価指標）

【都建】 長寿命化対策を行った都市公園や街路施設箇所数 R1 3 箇所

【都建】 住宅の耐震化率 H19 58%

【危管】 住宅用火災警報器の設置率（柳井地区広域消防組合管内） R1 74.0%

【都建】 空き家率 H30 23.3%

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

①有害物質対策の推進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。【市生】

②津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。【経建】

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表しているハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知により、円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【経建・土木】

（重要業績評価指標）

【市生】環境基準の達成率 大気（二酸化硫黄、二酸化窒素） R1 100%

【市生】環境基準の達成率 水質（人の健康の保護に関する項目） R1 100%

【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策計画の策定地区数（累計） R1 11 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策工事箇所数（累計） R1 0 箇所

【経建・土木】県による最大規模の高潮浸水想定区域図の作成・公表に基づく高潮ハザードマップの作成（平成 27 年 6 月に現在の高潮ハザードマップを作成し、市内の該当する地区ごとに配布、周知済） R1 未作成

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①農地防災の推進

- ・集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【経建】

②津波・高潮対策の推進

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、現状の海岸堤防等の施設の点検を

行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。【経建】

③洪水対策の推進

（河川浚渫、護岸補修）

- ・近年では、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。【土木】

④土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の老朽化対策）

- ・土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。【土木】

⑤山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【経建】

（重要業績評価指標）

【経建】防災重点ため池のうち廃止ため池数 R1 0 箇所

【経建】漁港海岸老朽化対策計画の策定地区数（累計） R1 11 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策工事箇所数（累計） R1 0 箇所

【土木】河川浚渫件数（累計） R1 5 件

【土木】急傾斜地対策実施箇所数（H30 年度以降累計） R1 8 箇所

【経建】小規模治山事業の実施箇所数 R1 0 箇所

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【経建】

（荒廃森林の整備）

- ・奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進し、今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進していく必要がある。【農林】

②農業生産基盤の整備

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。【農林・経建】
- ・営農の継続や集落機能の維持を図るためには、農地や農業用施設の復旧への支援を

行う必要がある。【農林・経建】

- ・農業生産法人や土地改良区に加えて、地域の非農家との連携を進めることによって、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。【農林・経建】

（重要業績評価指標）

【経建】小規模治山事業の実施箇所数 R1 0 箇所

【農林】間伐実施面積（年間） R1 17.1ha

【農林】竹林から広葉樹に転換した面積（累計） R1 15.4ha

【経建】区画整理済面積（累計） R1 537ha

【農林】中山間地域直接支払制度取組面積（年間） R1 524ha

【経建】多面的機能支払取組面積（年間） R1 463ha

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

①災害時の情報伝達の強化

（的確な情報の発信）

- ・災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら、正しい情報を的確に発信する必要がある。【政企】

（重要業績評価指標）

【政企】市ホームページへのアクセス数 R1 548,769 件

8 【迅速な復旧復興】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理対策の推進

（災害廃棄物処理計画の見直し）

- ・大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた「柳井市災害廃棄物処理計画」を継続的に見直し、処理の実効性の向上に努める必要がある。【市生】

（ストックヤードの確保）

- ・大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。【市生】

（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

- ・大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、

通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、更なる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。【市生】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①迅速な復旧・復興に向けた取組

（建設産業の担い手確保・育成）

- ・市内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。【土木】

②応援協定の締結・拡充

（官民連携）

- ・大規模災害時に、道路、河川等の公共施設の機能確保及び回復のための応急対策業務について民間事業者等と協定を締結し、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。【土木・危管】

（重要業績評価指標）

【土木・危管】民間事業者等との災害時応援協定の締結協定数 R1 45 協定

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①消防団員等の確保・育成

- ・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善とともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。【危管】

②地域防災力の充実強化

（防災意識の醸成）

- ・災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。【危管】
- ・防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。【危管】

（地域ぐるみの防災活動の促進）

- ・地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。【危管】

（防災の担い手づくり）

- ・ 地域における防災活動において、自主防災組織や地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織や地域コミュニティの活動支援の充実を図り、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。【危管】

（重要業績評価指標）

【危管】 人口に対する消防団員の割合 R1 1.4%

【危管】 自主防災組織設立数 R1 57 組織（61 自治会）

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①道路ネットワークの整備

- ・ 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】
- ・ 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】

②道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・ 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木】

（道路の防災対策）

- ・ 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木】

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・ 電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】

（道路施設の老朽化対策）

- ・ 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】

③港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・ 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の 6 漁港 13 地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸等の整備を行う必要がある。【経建】
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁等の更新を行う必要がある。【経建】

（重要業績評価指標）

【土木】市道道路改良率 R1 46.25%

【土木】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の耐震補強率（累計）
R1 8.33%（1 橋/12 橋）

【土木】道路法面対策箇所数（H25 からの累計） R1 2 箇所

【土木・都建】市街地等の幹線道路の無電柱化整備済延長（累計） R1 1.49 k m

【土木・都建】「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」にて選定された橋梁の修繕率
R1 11.90%（20 橋/168 橋）

【経建】漁港施設機能保全事業整備済漁港数（累計） R1 1 漁港

【経建】漁港施設機能強化事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

【経建】港の整備事業整備済漁港数（累計） R1 0 漁港

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- ・浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めるとともに、内水浸水実績区域図の活用によるソフト対策を進める必要がある。【下水】

②津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。【経建】

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表しているハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知により、

円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【経建・土木】

（重要業績評価指標）

【下水】下水道（雨水）整備済面積 R1 274.6ha

【経建】高潮事業の整備地区数（H20 からの累計） R1 9 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策計画の策定地区数（累計） R1 11 地区

【経建】漁港海岸老朽化対策工事箇所数（累計） R1 0 箇所

【経建・土木】県による最大規模の高潮浸水想定区域図の作成・公表に基づく高潮ハザードマップの作成（平成 27 年 6 月に現在の高潮ハザードマップを作成し、市内の該当する地区ごとに配布、周知済） R1 未作成

8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失

①文化財防災対策の促進

- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。【生ス】

（重要業績評価指標）

【生ス】未指定文化財の把握数 R1 47 箇所

8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①迅速な復旧・復興に向けた取組

（応急仮設住宅の迅速な供与）

- ・想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。【都建】

（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 行政機能〔個別施策分野〕

①防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- ・市庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。【危管】3-1

（防災拠点施設における電力の確保）

- ・電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。【危管】3-1

②業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- ・業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画（BCP）について、定期的に見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る必要がある。【危管】3-1

③応援協定の締結・拡充

- ・災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者等と協定を締結し、流通備蓄による対策を進め、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。【商工・危管】2-1

④避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めるとともに、避難を牽引するリーダーを養成する必要がある。また、大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができるよう、「避難所運営の手引き」の整備や訓練等を通じて体制を整える必要がある。【危管】1-5, 2-1, 2-7

（避難所等の整備）

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、避難所の耐震化を推進する必要がある。【危管】2-1, 2-7
- ・大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。【危管】2-1, 2-7
- ・避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する必要がある。【危管】2-1, 2-7
- ・避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。【危管】2-1, 2-7

⑤中山間地域の避難対策

- ・衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、空からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポートの確保や整備を進める必要がある。【危管】2-2

⑥消防団員等の確保・育成

- ・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善とともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。【危管】 2-3, 8-3

2) 住宅・都市/環境〔個別施策分野〕

①学校施設の長寿命化

- ・学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む必要がある。【教総】 1-1

②住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【都建】 1-1, 1-2, 2-5, 3-1, 7-1

③都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。【都建】 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-5, 7-1

（大規模盛土造成地マップの整備）

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促すためには、大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次スクリーニングを行う必要がある。【都建】 1-1, 2-5

（液状化ハザードマップの作成）

- ・建物や道路に大きな被害をもたらす液状化についての防災意識醸成を図るため、液状化ハザードマップを作成し、効果的に周知する必要がある。【都建】 1-1

（都市施設の整備）

- ・都市の防災機能の向上を図るため、都市公園においては、長寿命化計画を策定し、施設の適正化を図りながら更新を進め、避難路となる街路施設についても適宜更新を進める必要がある。【都建】 7-1

④住宅の防災対策の推進

（住宅の防火対策の推進）

- ・住宅用火災警報器の設置率は、74.0% (R1、県平均 80.9% 全国平均 82.3%) で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は 60.8% (R1、県平均 67.7% 全国平均 67.9%) であることから、更なる普及啓発を行う必要がある。【危管】 1-1, 7-1
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。【危管】 1-1, 7-1

（空き家対策の推進）

- ・市の空き家率は 23.3%で県の 17.6%を上回っており、今後も人口減少等により、更に増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。【都建】 1-1, 2-5, 7-1

⑤文化財防災対策の促進

- ・未指定文化財を把握するため、調査を促進する必要がある。【生ス】 1-1, 8-6
- ・指定文化財を適切に保管できるよう、管理状況等を把握し、必要な助言を行う必要がある。【生ス】 1-1, 8-6
- ・被災後の被害状況把握のため、災害種別ごとの巡回・訪問ルートを設定し文化財の被害に備える必要がある。【生ス】 1-1, 8-6

⑥内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- ・浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めるとともに、内水浸水実績区域図の活用によるソフト対策を進める必要がある。【下水】 1-3, 8-5

⑦上下水道施設等の耐震化等の促進

（水道施設の耐震化）

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。【水道】 2-1, 6-2

（応急給水体制の整備）

- ・大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る必要がある。【水道】 2-1, 6-2

（下水道機能の確保）

- ・災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の定期的な見直しを行うとともに、計画的な下水道施設を改築・更新の促進するために、下水道ストックマネジメント計画を策定する必要がある。【下水】 2-6, 6-2

⑧有害物質対策の促進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。【市生】 7-2

⑨災害廃棄物処理対策の推進

- ・大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、「柳井市災害廃棄物処理計画」に基づく処理の実効性の向上に努めるとともに、国・県・民間事業者との連携・協力により、災害廃棄物の適正な処理体制の構築を図る必要がある。【市生】 8-1

3) 保健医療・福祉〔個別施策分野〕

① 社会福祉施設の耐震化

- ・社会福祉施設の耐震化を促進することにより、災害時における入所者の安全確保を図る必要がある。【社福・こサポ・高支】 1-1

②災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する必要がある。【健増】 2-5

③要配慮者対策の促進

（福祉人材の確保）

- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。【危管】 2-5

（避難行動要支援者対策の促進）

- ・避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した取組を推進する必要がある。【危管】 1-2, 1-5

④感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、定期予防接種の実施の促進や平時の感染症予防に関する普及啓発に努める必要がある。【健増】 2-6
- ・災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する必要がある。【健増】 2-6
- ・災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する必要がある。【危管】 2-6

4）産業・エネルギー〔個別施策分野〕

①企業 BCP 策定の支援

- ・BCP を策定していない中小企業等について、商工会議所、商工会及び関係機関と連携して策定支援を行う必要がある。【商工】 5-1

②電力の安定供給体制の確保

（電力システムの耐災性の確保）

- ・災害時においても電力供給を確保するために、電力事業者は平時から電力システムの耐災性の強化を図り、市は情報共有に努める必要がある。【商工】 6-1

（電力供給遮断時の電力確保）

- ・大規模災害時に電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。【危管】 6-1

（再生可能エネルギー等の導入促進）

- ・省資源・省エネルギー対策の普及促進や再生エネルギーの導入促進に努める必要がある。【商工】 6-1

５）情報・通信〔個別施策分野〕

①業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）について、定期的に見直しを行う必要がある。【政企】 3-1

②多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J アラート）、災害情報共有システム（L アラート）、市防災メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を着実に推進するとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【危管】 1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 4-2

③災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・YSN や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

【危管】 1-2, 1-5, 2-3, 3-1, 4-1

（的確な情報の発信）

- ・災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら、正しい情報を的確に発信する必要がある。【政企】 7-5

④通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。【政企】 4-1, 4-2

６）交通・物流〔個別施策分野〕

①道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【土木・都建】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【土木・都建】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。【土木・都建】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【土木・都建】1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

②道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。【土木・都建】2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

③港湾・漁港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【土木】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

（漁港施設の整備）

- ・災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、市管理の6漁港13地区において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に補修が必要な箇所から保全工事に着手する必要がある。【経建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・台風及び冬季波浪時に高波の影響を受け、港内に係留する漁船の損傷被害の防止を図るため、静穏性を確保する主要防波堤・護岸の整備を行う必要がある。【経建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- ・柳井港と平郡島を結ぶフェリーは、島民の日常生活等に必要不可欠なものであり、発着する漁港接岸施設の経年劣化が著しい岸壁の更新を行う必要がある。【経建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

④救援物資の輸送等

- ・陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。【土木】5-4

7) 農林水産〔個別施策分野〕

①農地防災の推進

- ・集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を

行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【経建】1-4, 5-4, 7-3

②農業生産基盤の整備

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。【農林・経建】5-4, 7-4
- ・営農の継続や集落機能の維持を図るためには、農地や農業用施設の復旧への支援を行う必要がある。【農林・経建】5-4, 7-4
- ・農業生産法人や土地改良区に加えて、地域の非農家との連携を進めることによって、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。【農林・経建】5-4, 7-4

③農業生産体制の強化

- ・農業の生産体制を強化するため、市、県柳井農林水産事務所、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。【農林】5-4
- ・機械や施設整備等による低コストで効率的な生産体制を構築するため、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を支援する必要がある。【農林】5-4

8) 国土保全・土地利用〔個別施策分野〕

①津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。【経建】1-2, 1-3, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 6-3, 7-2, 8-5

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。【経建】1-2, 1-3, 7-2, 7-3, 8-5

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表しているハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知により、円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【経建・土木】1-2, 1-3, 7-2, 8-5

②洪水対策の推進

（河川浚渫、護岸補修）

- ・近年では、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。【土木】1-3, 3-1, 5-1, 5-3, 7-3

（洪水ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、現在の洪水ハザードマップについて、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの住民への周知により洪水避難対策を促進する必要がある。【土木】 1-3

③山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【経建】 1-4, 2-2, 7-3, 7-4

（荒廃森林の整備）

- ・奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進し、今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進していく必要がある。【農林】 7-4

④土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の整備）

- ・土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。【土木】 1-4

（土砂災害防止施設の老朽化対策）

- ・土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。【土木】 1-4, 7-3

（住民参加型土砂災害ハザードマップの整備）

- ・土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成を支援する必要がある。【土木】 1-4

⑤迅速な復旧・復興に向けた取組

（応急仮設住宅の迅速な供与）

- ・十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行う必要がある。【都建】 8-7

9) リスクコミュニケーション [横断的分野]

①地域防災力の充実強化

（防災意識の醸成）

- ・災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。【危管】 8-3
- ・防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。【危管】 8-3

（地域ぐるみの防災活動の促進）

- ・地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。【危管】 8-3

（防災の担い手づくり）

- ・地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める必要がある。【危管】 8-3

10) 官民連携〔横断的分野〕

①応援協定の締結・拡充

- ・迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る必要がある。【土木・危管】 8-2

11) 老朽化対策〔横断的分野〕

①公共施設等の適切な維持管理

- ・公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供していく必要がある。【財政】 1-1